

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月7日
【四半期会計期間】	第4期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社スカパーJ S A Tホールディングス
【英訳名】	S K Y P e r f e c t J S A T H o l d i n g s I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋山 政徳
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目14番14号
【電話番号】	03(5571)1500
【事務連絡者氏名】	取締役 加藤 修
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目14番14号
【電話番号】	03(5571)1500
【事務連絡者氏名】	取締役 加藤 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期 第3四半期連結 累計期間	第4期 第3四半期連結 累計期間	第3期 第3四半期連結 会計期間	第4期 第3四半期連結 会計期間	第3期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益(百万円)	104,598	105,551	34,841	35,032	141,068
経常利益(百万円)	11,107	7,433	3,689	3,248	13,472
四半期(当期)純利益(百万円)	5,895	2,694	2,613	1,835	14,223
純資産額(百万円)	-	-	175,266	177,890	183,339
総資産額(百万円)	-	-	328,682	321,390	335,163
1株当たり純資産額(円)	-	-	50,945.50	52,806.30	53,560.19
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,751.70	800.50	776.51	545.43	4,226.16
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	52.2	55.3	53.8
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	31,676	31,199	-	-	39,340
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	23,782	28,175	-	-	23,886
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	16,423	15,819	-	-	10,835
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	64,729	53,726	66,727
従業員数(人)	-	-	888	826	829

(注1) 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

(注2) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注3) 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式がないため記載しておりません。

(注4) 従業員数は、就業人員(当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外部への出向者は除き、当社及び連結子会社外部からの出向者並びに契約社員を含む)であります。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、当社の連結子会社である株式会社データネットワークセンターは、平成22年10月1日付で株式会社スカパー・カスタマーリレーションズへ商号変更しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	826（818）
---------	----------

（注1）従業員数は、就業人員（当社及び連結子会社から外部への出向者は除き、外部からの出向者並びに契約社員を含む）であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。但し、業務委託契約に基づき派遣された人員については、就業時間を始め、就労に関する諸条件が当社グループの規程の適用範囲ではない為、臨時従業員数に含めておりません。

（注2）当第3四半期会計期間において、臨時雇用者の平均人員数が451人増加しております。主な要因は、当社連結子会社である(株)スカパー・カスタマーリレーションズにおいて、一部の業務を業務委託契約から人材派遣契約へ変更したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	16（ - ）
---------	---------

（注1）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

（注2）従業員は、スカパーJSAT株式会社からの出向者（兼務出向者を含む）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社及び連結子会社は、サービスの提供にあたり、製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社及び連結子会社は、受注生産を行っていませんので記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
有料多チャンネル事業(百万円)	27,477	0.8
衛星事業(百万円)	7,555	0.3
合計(百万円)	35,032	0.5

(注1) セグメント間取引については相殺消去しております。

(注2) 本表の金額は、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間の世界経済は、米国の金融緩和の継続（QE2の発動）、中国やインドの底堅い経済成長、ユーロ圏でのドイツの輸出等に支えられた成長の気配等、平成20年のリーマンショック後の立ち直り段階から緩やかな成長に移行しつつあります。国内経済においては、急激な円高、エコカー補助金の終了等による景気の足踏みがあるものの、日銀の包括的な金融緩和政策等により平成23年春頃には踊り場からの脱却が期待されております。

有料多チャンネル放送と密接な関係にある家電業界では、12月からのエコポイント一律半減と年末商戦に向けた駆け込み需要により、デジタルテレビの11月、12月出荷台数がそれぞれ396万台、387万台と単月過去最高を記録しました。平成22年1月からの累計出荷台数も前年比85%増となり、2,500万台の万台を超えました。また3D対応家電の市場も拡大しており、12月にはブルーレイ・ディスクレコーダーの販売台数の5割を、40型以上のデジタルテレビの2割を3D対応機種が占めました。

衛星放送業界では、新BSチャンネル第1期分11チャンネルに加えて平成22年10月に7チャンネルが認可され、平成23年10月に開始される新BS放送に期待が膨らんでおります。

このような状況の一方で、衛星放送事業者、ケーブルテレビ事業者、IPTV事業者等の有料多チャンネル事業者や携帯事業者（iPad、スマートフォン等）との顧客囲い込みの競争はますます激化しております。

衛星通信業界においては、光ファイバや無線ブロードバンド等の通信サービス事業者との競争環境が厳しいなか、汎用性や耐災害性等の通信衛星の優位性を活かした各種放送・通信サービスの開発・提供が進められております。

また、平成21年に制定された宇宙基本計画に基づく宇宙・衛星事業の官需から民需への移行や宇宙・衛星関連のオールジャパン企業による中南米、アフリカ、アジア等での商権開拓活動は、当社にとって新しい事業機会の萌芽となります。

このような事業環境の中、当第3四半期連結会計期間における当社グループの営業収益は、有料多チャンネル事業における累計加入者からの収入を基盤とした収益と、衛星事業における安定した顧客基盤からの収益を計上しております。有料多チャンネル事業では、前連結会計年度に売却した子会社分の収益が減少したものの、スカパー！e2を中心としたDTH顧客の増加による収益、HDチューナー販売の増加等がプラス要因となっております。衛星事業では、安定的な長期契約に基づく収益が堅調であり、営業収益合計では35,032百万円（前年同四半期比0.5%増）となりました。

営業利益は、加入者獲得費用増加、平成21年に打ち上げた衛星の減価償却費増加等の積極策によるコスト増加により3,439百万円（前年同四半期比16.7%減）となりました。経常利益は、営業外収益として余剰資金の運用による受取利息、営業外費用として支払利息等を計上した結果、3,248百万円（前年同四半期比12.0%減）となりました。税金等調整前四半期純利益は、特別利益として投資有価証券償還益、特別損失として固定資産除却損等を計上したことから、3,338百万円（前年同四半期比3.7%減）となりました。また四半期純利益は1,835百万円（前年同四半期比29.8%減）となりました。

なお、セグメント別の概況は、次のとおりであります。（業績については、セグメント間の内部売上高等を含めて記載しております。）

1. 有料多チャンネル事業

当第3四半期連結会計期間における新規加入件数においては、デジタルテレビの大幅な販売増に呼応した集中的な広告宣伝が奏効し、スカパー！e2の新規契約増加が加入件数の拡大に大きく寄与しました。また3D番組の話題性に絡めたスカパー！HDの訴求も積極的に展開したことなどから、新規加入件数は全体で148千件と前年同四半期の114千件を大きく上回りました。

解約率は、スカパー！e2の顧客維持プログラム効果や解約率の低いスカパー！HDの加入者増加などのプラス要素はあったものの、プロ野球、サッカーJリーグのシーズン終了に伴う季節的な解約数増加もあり、平均月次解約率は前年同四半期より0.1%増の1.5%となりました。また契約純増減数は前年同四半期比では22千件増加したものの、当第3四半期連結会計期間では8千件の純減となりました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末の累計契約件数は3,696千件となりました。

当第3四半期連結会計期間の有料多チャンネル事業の営業収益は27,479百万円（前年同四半期比0.7%増）となりました。営業利益は1,695百万円（前年同四半期比34.6%減）となりました。

2. 衛星事業

当第3四半期連結会計期間においては、6月に取得した通信衛星「N-STAR c」を利用した衛星携帯電話（ワイドスター）向けサービスや子会社が提供する移動体衛星事業に加え、新規事業である分散ストレージサービス等が業績に寄与しております。

当第3四半期連結会計期間の衛星事業の営業収益は7,658百万円（前年同四半期比1.4%減）、営業利益は1,917百万円（前年同四半期比18.3%増）となりました。

(2) 財政状態

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は321,390百万円となり、前連結会計年度末に比べて13,773百万円減少いたしました。主な増加は有価証券14,337百万円であり、主な減少は現金及び預金15,545百万円、投資有価証券3,155百万円、長期貸付金2,852百万円等であります。

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は143,499百万円となり、前連結会計年度末に比べて8,324百万円減少いたしました。主な増加は前受収益3,311百万円、資産除去債務2,418百万円等であり、主な減少は借入金14,464百万円等であります。

当第3四半期連結会計期間末における少数株主持分を含めた純資産は177,890百万円となり、前連結会計年度末に比べて5,449百万円減少いたしました。主な要因は当第3四半期連結累計期間純利益による利益剰余金の増加2,694百万円、配当金の支払による利益剰余金の減少4,038百万円、子会社株式の取得等による少数株主持分の減少2,911百万円であります。また、自己資本比率は55.3%となり、前連結会計年度末に比べて1.5ポイント増加いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益3,338百万円に加え、減価償却費5,914百万円及びのれん償却額219百万円等により、8,801百万円の収入（前年同四半期は8,074百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出6,986百万円、有価証券の取得による支出11,790百万円、有価証券の償還による収入3,999百万円等により、13,084百万円の支出（前年同四半期は4,645百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出6,069百万円、配当金の支払額2,005百万円、セール・アンド・リースバックによる収入2,472百万円等により、5,915百万円の支出（前年同四半期は4,258百万円の支出）となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は53,726百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費は、159百万円であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、以下の設備を売却しております。

有料多チャンネル事業

会社名	区分 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)	
			有形固定資産			無形固定 資産		合計
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	その他	ソフト ウェア		
スカパーJSAT(株)	青海放送センター(東京都江東区)	送出局他	217	2,129	17	106	2,472	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当該売却はセール・アンド・リースバック取引に伴うリース契約の締結に基づくものであり、これによりリース資産として2,472百万円を計上しております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,500,000
計	14,500,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月7日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,446,037	3,446,037	(株)東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度を 採用しておりません。
計	3,446,037	3,446,037	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成19年4月2日の株式移転に際し、当社子会社である株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ（現 スカパーJSAT株式会社）が発行した新株予約権に代わるものとして交付した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)(注2)	2,522
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	2,522
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注3)	85,953
新株予約権の行使期間	自:平成19年8月1日 至:平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 85,953 資本組入額 42,977
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注1) 当社子会社である株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ(現 スカパーJSAT株式会社)が、平成17年6月24日開催の定時株主総会の特別決議において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 新株予約権1個当たりの目的である株式(以下「対象株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、株式無償割当て、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(注3) 当社が当社株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式の分割又は株式の併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、当社株式につき新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除き、株式無償割当てを含む。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(注4) (1) 新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。ただし、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

取締役が解任された場合又は従業員が諭旨解雇若しくは懲戒解雇された場合、

取締役又は従業員が、当社と競争する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合、ただし、当社に敵対する意図又は当社の利益を害する意図をもって、かかる行為を行った場合に限る。

禁錮以上の刑に処せられた場合、

従業員について、諭旨解雇又は懲戒解雇の原因となる事由が、退職後に発覚した場合、

第三者に対して新株予約権の譲渡、質入、担保権設定その他の処分を行った場合。

(2) 新株予約権者は、新株予約権1個について、これを分割して行使することはできない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。新株予約権者が死亡した場合、上記(1)に定める行使の条件は適用されない。

(注5) 新株予約権の取得事由

(1) 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を認める。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)(注2)	1,180
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	1,180
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注3)	70,256
新株予約権の行使期間	自:平成20年10月1日 至:平成24年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,256 資本組入額 35,128
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注5)	-

(注1) 当社子会社である株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ(現 スカパーJSAT株式会社)が、平成18年8月30日開催の取締役会決議において、会社法第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 新株予約権1個当たりの目的である株式(以下「対象株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、株式無償割当て、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(注3) 当社が当社株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式の分割又は株式の併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、当社株式につき新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除き、株式無償割当てを含む。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(注4) (1) 新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。ただし、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

取締役が解任された場合又は従業員が諭旨解雇若しくは懲戒解雇された場合、

取締役又は従業員が、当社と競争する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合、ただし、当社に敵対する意図又は当社の利益を害する意図をもって、かかる行為を行った場合に限る。

禁錮以上の刑に処せられた場合、

従業員について、諭旨解雇又は懲戒解雇の原因となる事由が、退職後に発覚した場合、

第三者に対して新株予約権の譲渡、質入、担保権設定その他の処分を行った場合。

(2) 新株予約権者は、新株予約権1個について、これを分割して行使することはできない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。新株予約権者が死亡した場合、上記(1)に定める行使の条件は適用されない。

- (注5) 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。但し、下記の方針に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注2)に準じて決定する。
 - (5) 新株予約権を行使することのできる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発効日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - (8) その他の新株予約権の行使条件ならびに新株予約権の取得事由
上記(注4)及び下記(注6)に準じて決定する。
- (注6) 新株予約権の取得事由
- (1) 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (2) 当社は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を認める。

平成19年4月2日の株式移転に際し、当社子会社であるジェイサット株式会社（現 スカパーJSAT株式会社）が発行した新株予約権に代わるものとして交付した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	1,200
新株予約権の行使時の払込金額(注3)	1株当たりの払込価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額
新株予約権の行使期間	自:平成20年12月22日 至:平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,150 資本組入額 38,575
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注5)	-

(注1) 当社子会社であるジェイサット株式会社(現 スカパーJSAT株式会社)が、平成18年6月27日開催の定時株主総会の特別決議において、会社法第238条第2項及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

(注3) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1個当たりの払込金額である金7万7150円に、上記に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(注4) (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利の行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

(3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(4) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、上記の権利行使期間中といえども、新株予約権を行使することができない。

禁錮以上の刑に処せられた場合、

新株予約権者が解任された場合又は当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合、

新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問の地位を辞した場合、ただし任期満了による退任、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が当社以外の当社と競合する衛星通信事業又は衛星放送事業を目的とする会社の役員に就任した場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申出た場合、

(注5) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(総称して「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に、従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発効日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

a. 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について当社株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

b. 当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,132
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	4,528
新株予約権の行使時の払込金額(注3)	1株当たりの払込価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額
新株予約権の行使期間	自:平成20年12月22日 至:平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,150 資本組入額 38,575
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注5)	-

(注1) 当社子会社であるジェイサット株式会社(現 スカパーJSAT株式会社)が、平成18年6月27日開催の定時株主総会の特別決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

(注3) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1個当たりの払込金額である金7万7150円に、上記に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(注4) (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利の行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

(3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(4) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、上記の権利行使期間中といえども、新株予約権を行使することができない。

禁錮以上の刑に処せられた場合、

新株予約権者が解任された場合又は当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合、

新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位を辞した場合、ただし任期満了による退任、定年退職、転籍その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が当社以外の当社と競合する衛星通信事業又は衛星放送事業を目的とする会社の役員に就任した場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申出た場合、

(注5) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発効日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

a. 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について当社株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

b. 当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	3,446,037	-	10,000	-	100,000

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 80,518	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,365,519	3,365,519	-
発行済株式総数	3,446,037	-	-
総株主の議決権	-	3,365,519	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
㈱スカパーJSAT ホールディングス	東京都港区赤坂一丁目 14番14号	80,518	-	80,518	2.34
計	-	80,518	-	80,518	2.34

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	41,200	37,150	33,850	31,650	31,000	31,700	27,980	29,450	31,900
最低(円)	36,650	30,900	31,050	29,740	29,200	27,570	24,850	26,210	28,070

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,191	37,736
受取手形及び売掛金	15,848	18,660
有価証券	47,828	33,490
番組勘定	1,840	3,552
商品	204	420
貯蔵品	616	455
その他	14,405	14,454
貸倒引当金	367	571
流動資産合計	102,568	108,199
固定資産		
有形固定資産		
通信衛星設備	98,463	108,558
建設仮勘定	26,339	12,428
その他	43,818	46,528
有形固定資産合計	168,622	167,515
無形固定資産		
のれん	10,024	10,690
その他	5,537	6,348
無形固定資産合計	15,562	17,039
投資その他の資産		
投資有価証券	18,043	21,198
長期貸付金	6,140	8,992
その他	10,562	12,348
貸倒引当金	110	131
投資その他の資産合計	34,636	42,408
固定資産合計	218,821	226,964
資産合計	321,390	335,163

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	328	2,737
1年内返済予定の長期借入金	6,788	9,779
未払金	10,619	12,144
未払法人税等	1,813	446
引当金	309	782
その他	25,388	20,866
流動負債合計	45,247	46,757
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	66,257	77,730
引当金	3,153	2,901
その他	8,841	4,434
固定負債合計	98,252	105,066
負債合計	143,499	151,823
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	158,193	158,193
利益剰余金	15,979	17,324
自己株式	3,883	3,883
株主資本合計	180,289	181,634
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	882	473
繰延ヘッジ損益	442	33
為替換算調整勘定	1,243	935
評価・換算差額等合計	2,568	1,376
新株予約権	62	62
少数株主持分	107	3,019
純資産合計	177,890	183,339
負債純資産合計	321,390	335,163

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
営業収益	104,598	105,551
営業原価	62,261	64,572
営業総利益	42,336	40,978
販売費及び一般管理費	29,959	32,340
営業利益	12,377	8,637
営業外収益		
受取利息	779	429
受取配当金	40	38
その他	366	124
営業外収益合計	1,187	592
営業外費用		
支払利息	1,237	1,023
持分法による投資損失	771	331
為替差損	-	367
その他	448	74
営業外費用合計	2,457	1,797
経常利益	11,107	7,433
特別利益		
貸倒引当金戻入額	54	41
投資有価証券売却益	-	144
投資有価証券償還益	700	138
その他	0	1
特別利益合計	754	325
特別損失		
固定資産除却損	255	257
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	990
投資有価証券評価損	484	14
その他	284	338
特別損失合計	1,023	1,600
税金等調整前四半期純利益	10,838	6,158
法人税、住民税及び事業税	841	1,986
法人税等調整額	4,039	1,495
法人税等合計	4,880	3,482
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,675
少数株主利益又は少数株主損失 ()	62	18
四半期純利益	5,895	2,694

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
営業収益	34,841	35,032
営業原価	20,719	21,175
営業総利益	14,121	13,857
販売費及び一般管理費	9,993	10,418
営業利益	4,128	3,439
営業外収益		
受取利息	255	128
受取配当金	1	3
デリバティブ評価益	-	59
その他	44	22
営業外収益合計	301	214
営業外費用		
支払利息	423	326
持分法による投資損失	194	11
その他	121	67
営業外費用合計	739	404
経常利益	3,689	3,248
特別利益		
貸倒引当金戻入額	2	2
投資有価証券償還益	700	138
その他	0	0
特別利益合計	702	140
特別損失		
固定資産除却損	159	24
投資有価証券評価損	484	-
その他	280	26
特別損失合計	924	50
税金等調整前四半期純利益	3,468	3,338
法人税、住民税及び事業税	273	1,235
法人税等調整額	583	271
法人税等合計	856	1,506
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,831
少数株主損失()	2	3
四半期純利益	2,613	1,835

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	10,838	6,158
減価償却費	17,478	18,080
のれん償却額	930	709
受取利息及び受取配当金	820	468
支払利息	1,237	1,023
持分法による投資損益(は益)	771	331
固定資産除却損	255	257
投資有価証券評価損益(は益)	484	14
売上債権の増減額(は増加)	547	2,812
番組勘定の増減額(は増加)	812	1,711
未収入金の増減額(は増加)	-	1,128
仕入債務の増減額(は減少)	-	2,409
未払金の増減額(は減少)	4,594	1,520
未払消費税等の増減額(は減少)	351	987
前受収益の増減額(は減少)	3,236	3,311
その他	1,413	925
小計	32,239	30,796
利息及び配当金の受取額	971	526
利息の支払額	1,233	955
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	300	832
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,676	31,199
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,100	-
定期預金の払戻による収入	2,000	-
有価証券の取得による支出	-	18,781
有価証券の売却及び償還による収入	-	7,353
有形固定資産の取得による支出	26,716	16,285
有形固定資産の売却による収入	17	136
無形固定資産の取得による支出	1,675	906
投資有価証券の売却及び償還による収入	3,704	2,156
子会社株式の取得による支出	293	2,940
関係会社株式の取得による支出	1,159	1,092
長期貸付金の回収による収入	2,318	2,185
その他	121	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,782	28,175

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
セール・アンド・リースバックによる収入	-	2,472
ファイナンス・リース債務の返済による支出	244	668
長期借入れによる収入	8,464	-
長期借入金の返済による支出	7,674	13,595
社債の発行による収入	19,910	-
配当金の支払額	4,013	4,022
少数株主への配当金の支払額	18	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,423	15,819
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	205
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	24,310	13,001
現金及び現金同等物の期首残高	40,419	66,727
現金及び現金同等物の四半期末残高	64,729	53,726

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間において、株式会社スカパー・ウェルシンクは、当社の連結子会社であるスカパー・JSAT株式会社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。また、株式会社e T E Nは、当社の連結子会社である株式会社スカパー・ブロードキャスティングに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>第2四半期連結会計期間において、株式会社スカパー・モバイルは清算したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p style="text-align: right;">8社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社</p> <p>持分法適用関連会社の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「BLUE DRAGON」他1社は業務執行権の喪失に伴い支配力がなくなったため、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>変更後の持分法適用関連会社の数</p> <p style="text-align: right;">4社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計処理基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は131百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は1,122百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2,385百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

前第3四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は123百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金の増減額」は、重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。

なお、前第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「未収入金の増減額」は31百万円であります。

前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「仕入債務の増減額」は、重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。

なお、前第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「仕入債務の増減額」は42百万円であります。

当第3四半期連結会計期間
(自平成22年10月1日
至平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 166,636百万円	有形固定資産の減価償却累計額 154,878百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要なもの	販売費及び一般管理費のうち主要なもの
給与手当 3,557百万円	給与手当 3,557百万円
広告宣伝費 5,365百万円	広告宣伝費 5,660百万円
販売促進費 5,039百万円	販売促進費 8,552百万円
代理店手数料 3,195百万円	代理店手数料 2,712百万円

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要なもの	販売費及び一般管理費のうち主要なもの
給与手当 1,150百万円	給与手当 1,260百万円
広告宣伝費 2,006百万円	広告宣伝費 2,153百万円
販売促進費 1,482百万円	販売促進費 1,991百万円
代理店手数料 861百万円	代理店手数料 1,036百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 33,840百万円	現金及び預金勘定 22,191百万円
有価証券 31,979百万円	有価証券 47,828百万円
計 65,819百万円	計 70,019百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 100百万円	MMF等を除く償還期限が3ヶ月を超える有価証券 16,293百万円
償還期限が3ヶ月を超える有価証券 990百万円	現金及び現金同等物 53,726百万円
現金及び現金同等物 64,729百万円	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,446,037株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 80,518株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 62百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	2,019	600	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年11月4日 取締役会	普通株式	2,019	600	平成22年9月30日	平成22年12月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	有料多チャンネル 事業 (百万円)	衛星事業 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万円)
営業収益及び営業損益					
営業収益					
(1) 外部顧客に対する営業 収益	27,264	7,577	34,841	-	34,841
(2) セグメント間の内部営 業収益又は振替高	17	187	205	205	-
計	27,281	7,764	35,046	205	34,841
営業利益	2,594	1,620	4,215	87	4,128

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	有料多チャンネル 事業 (百万円)	衛星事業 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万円)
営業収益及び営業損益					
営業収益					
(1) 外部顧客に対する営業 収益	82,078	22,519	104,598	-	104,598
(2) セグメント間の内部営 業収益又は振替高	47	644	691	691	-
計	82,125	23,164	105,289	691	104,598
営業利益	7,992	4,704	12,697	319	12,377

(注1) 事業区分の方法

事業は、経営管理体制の観点から区分しております。

(注2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
有料多チャンネル事業	有料多チャンネル放送及び関連放送事業
衛星事業	通信衛星を利用した各種通信事業及び通信衛星インフラの構築・管制・運用等の事業

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

全セグメントの営業収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載は省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

海外営業収益は、連結営業収益の10%未満のため記載は省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、当事業の中核となる連結子会社であるスカパーJSAT株式会社にサービス別の事業部門を置き、各事業部門は、取り扱うサービスについて戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、スカパーJSAT株式会社の事業部門を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「有料多チャンネル事業」及び「衛星事業」の2つを報告セグメントとしております。

「有料多チャンネル事業」は、各チャンネルを運営する放送事業者に、通信衛星回線の提供や顧客管理業務等のプラットフォームサービスの提供を行うとともに、通信衛星や光ファイバ等の回線を利用して放送を行う事業です。「衛星事業」は、政府・公共団体や企業にデータ通信や移動体通信等の衛星通信サービスを提供するとともに、通信衛星の管制・運用サービス等を提供する事業です。

2. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

	有料多チャンネル 事業（百万円）	衛星事業（百万円）	合計（百万円）	調整額 （百万円） （注1）	四半期連結損益 計算書計上額 （百万円） （注2）
営業収益					
外部顧客への営業収益	82,435	23,115	105,551	-	105,551
セグメント間の内部営業収益又は振替高	27	483	510	510	-
計	82,463	23,598	106,061	510	105,551
セグメント利益又は 損失（ ）	4,012	5,167	9,179	542	8,637

（注1）セグメント利益又は損失（ ）の調整額 542百万円にはセグメント間取引消去156百万円と、各報告セグメントに配分していない全社費用 699百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（注2）セグメント利益又は損失（ ）は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

	有料多チャンネル 事業（百万円）	衛星事業（百万円）	合計（百万円）	調整額 （百万円） （注1）	四半期連結損益 計算書計上額 （百万円） （注2）
営業収益					
外部顧客への営業収益	27,477	7,555	35,032	-	35,032
セグメント間の内部営業収 益又は振替高	2	102	105	105	-
計	27,479	7,658	35,138	105	35,032
セグメント利益又は 損失（ ）	1,695	1,917	3,613	174	3,439

（注1）セグメント利益又は損失（ ）の調整額 174百万円にはセグメント間取引消去52百万円と、各報告セグメントに配分していない全社費用 226百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（注2）セグメント利益又は損失（ ）は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 52,806円30銭	1株当たり純資産額 53,560円19銭

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 1,751円70銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しませんので記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 800円50銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しませんので記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益(百万円)	5,895	2,694
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,895	2,694
普通株式の期中平均株式数(株)	3,365,519	3,365,519
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 776円51銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しませんので記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 545円43銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しませんので記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益(百万円)	2,613	1,835
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,613	1,835
普通株式の期中平均株式数(株)	3,365,519	3,365,519
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成22年11月4日開催の取締役会において、平成22年9月30日現在の株主名簿に記載または記録されている株主に対する中間配当として、1株当たり600円の配当を行うことを決議しました。

配当財産の種類及びその総額 金銭による配当 総額2,019百万円

株主に対する配当財産の割当 1株当たり600円

当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 平成22年12月7日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

株式会社スカパーJ S A Tホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯野 健一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 布施 伸章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スカパーJ S A Tホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手段その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スカパーJ S A Tホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月1日

株式会社スカパーJ S A Tホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯野 健一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 布施 伸章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スカパーJ S A Tホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スカパーJ S A Tホールディングス及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。